

産業競争力強化法案に対する修正案 新旧対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 徹底した規制の撤廃及び緩和のための見直し(第八条―第十五条)</p> <p>第四章～第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、徹底した規制の撤廃及び緩和のための見直しを行い、併せて産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせ</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進(第八条―第十五条)</p> <p>第四章～第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務</p>

るための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

(削る)

を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2| この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての別に法律で定める法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての政令等で規定する政令等の特例に関する措置であつて、第十一条第二項に規定する認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動について適用されるものをいう。

(削る)

3| この法律において「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動であつて、産業競争力の強化に資するものとして主務省令で定めるものをいう。

2| (略)

3| この法律において「新事業開拓事業者」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売

5| この法律において「新事業開拓事業者」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売

4| (略)

の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者（新たに設立される法人を含む。第六項において同じ。）であって、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものその他の経済産業省令で定めるものをいう。

4| 28| (略)

(基本理念)

第三条 産業競争力の強化は、事業者が、経済事情の変動に対応して、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うことを基本とし、国が、これらの取組を促進するために、必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずることを旨として、行わなければならない。

2| 産業競争力の強化は、徹底した規制の撤廃及び緩和が我が国経済の成長の促進に資することに鑑み、国が積極的に規制の撤廃及び緩和のための措置を講ずることを旨として、行わなければならない。

の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者（新たに設立される法人を含む。第八項において同じ。）であって、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものその他の経済産業省令で定めるものをいう。

6| 30| (略)

(基本理念)

第三条 産業競争力の強化は、事業者が、経済事情の変動に対応して、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うことを基本とし、国が、これらの取組を促進するために、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずることを旨として、行わなければならない。

(新設)

(国の責務)

第四条 国は、前条第一項に定める基本理念にのっとり、産業競争力の強化のための施策を総合的に策定し、及び迅速かつ確実に実施する責務を有する。

2 国は、産業競争力の強化に関する施策の推進に当たっては、平成二十五年以降の五年間の期間（以下「集中実施期間」という。）を、産業競争力の強化に関する施策を集中的かつ計画的に実施する期間とし、事業者による新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動が積極的に行われるよう、必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずるものとする。

3 国は、前条第二項に定める基本理念にのっとり、徹底した規制の撤廃及び緩和を推進する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、第三条第一項に定める基本理念にのっとり、集中実施期間において、当該事業者の属する事業分野における商品若しくは役員に関する需給の動向又は事業者間の競争の状況その他の当該事業者の事業を取り巻く環境を踏まえて、経営改革を推

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念にのっとり、産業競争力の強化のための施策を総合的に策定し、及び迅速かつ確実に実施する責務を有する。

2 国は、産業競争力の強化に関する施策の推進に当たっては、平成二十五年以降の五年間の期間（以下「集中実施期間」という。）を、産業競争力の強化に関する施策を集中的かつ計画的に実施する期間とし、事業者による新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動が積極的に行われるよう、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずるものとする。

(新設)

(事業者の責務)

第五条 事業者は、第三条に定める基本理念にのっとり、集中実施期間において、当該事業者の属する事業分野における商品若しくは役員に関する需給の動向又は事業者間の競争の状況その他の当該事業者の事業を取り巻く環境を踏まえて、経営改革を推進する

進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始若しくは収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うよう努めなければならない。

第三章 徹底した規制の撤廃及び緩和のための見直し

第八条 政府は、我が国経済の成長の促進に資するため、この法律の施行後三年以内に、社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための見直しを行い、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。この場合において、規制は原則として撤廃するものとし、撤廃しないこととする規制については、その理由を国会に報告するものとする。

ことにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始若しくは収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うよう努めなければならない。

第三章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進

(新たな規制の特例措置の求め)

第八条 新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができる。

2| 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る新たな規制の特例措置がその所管する法律、政令又は主務省令により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした者に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

3| 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る

新たな規制の特例措置が他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）の所管する法律、政令又は主務省令に係るものである場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、当該他の関係行政機関の長に新たな規制の特例措置の整備を要請するとともに、その旨を当該求めをした者に通知するものとする。

4 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

5 第三項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることとするときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該要請をした主務大臣に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

6 第三項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講じないこととするときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該要請をした主務大臣に通知するものとする。

7 前二項の規定による通知を受けた主務大臣は、遅滞なく、その

通知の内容を当該通知に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

(解釈及び適用の確認)

第九条 新事業活動を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下この条及び第十五条において同じ。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認がその所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認が他の関係行政機関の長の所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めらるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、当該主務大臣に回答するものとする。

4 前項の規定による回答を受けた主務大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

(新事業活動計画の認定)

第十条 新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動に関する計画（以下この条、次条及び第四百四十二条において「新事業活動計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の者が新事業活動を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の者は共同して新事業活動計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 新事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 新事業活動の目標
- 二 新事業活動の内容及び実施時期
- 三 新事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 四 第十二条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容

五 その他新事業活動の実施に関し必要な事項

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その新事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該新事業活動計画に係る新事業活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

二 当該新事業活動計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

5 主務大臣は、新事業活動計画に第三項第四号に掲げる事項（他の関係行政機関の長が所管する第十二条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置に係るものに限る。）が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、同号に掲げる事項について当該他の関係行政機関の長の同意を得るものとする。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該事項が、当該政令又は主務省令で定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。

6 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る新事業活動計画の内容を公表するものとする。

（新事業活動計画の変更等）

第十一条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定新事業活動実施者」という。）は、当該認定に係る新事業活動計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定新事業活動実施者が当該認定に係る新事業活動計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定新事業活動計画」という。）に従って新事業活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定新事業活動計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定新事業活動実施者に対して、当該認定新事業活動計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（政令等で規定された規制の特例措置）

第十二条 認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従って実施する新事業活動については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の

特例措置を適用する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業活動円滑化業務）

第十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、新事業活動を円滑化するため、認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従って新事業活動の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第三十八条及び第九十七条第一項第六号において同じ。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

（規制の特例措置の見直し）

第十四条 第八条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長は、第三百三十七条第一項及び第二項の報告を踏まえ、当該報告に係る規制の特例措置について、必要があると認めるときは、その見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

（規制改革の推進）

第十五条 第八条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長は、新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制に

(特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針)

第十六条 (略)

2・3 (略)

4 経済産業大臣及び文部科学大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。)に協議するものとする。

5 (略)

ついて規定する法律及び法律に基づく命令の規定に基づく規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、第三百三十七条第一項の報告を踏まえ、前項に規定する規制の在り方について、必要があると認めるときは、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

(特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針)

第十六条 (略)

2・3 (略)

4 経済産業大臣及び文部科学大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う特定新事業開拓投資

第十九条 削除

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務)

第三十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再編を円滑化するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第九十七条第一項第六号において同じ。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

一・二 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第百十五条 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証(中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた創業者である中

事業円滑化業務)

第十九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特定新事業開拓投資事業を円滑化するため、認定特定新事業開拓投資事業組合が認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて特定新事業開拓投資事業を実施するために必要な資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務)

第三十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再編を円滑化するため、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

一・二 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第百十五条 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証(中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた創業者である中

小企業者（第二条第二十一項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）に係るものについての同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第 号）第二条第二十一項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）の」と、「保険価額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第一百五十五条第一項に規定する創業関連保証（以下「創業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ千万円（同法第二条第二十一項第一号に規定する認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて行う創業に要する資金に係る創業関連保証（以下「支援創業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額にあつては、千五百万円）及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者」とあるのは「創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金の額のうち保証をした額がそれぞれ千万円（支援創業関連保証にあつては、千五百万円）及び八千万円（創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ千万円（支援創業関連保証にあつては、千五百万円）及び八千万円から」とする。

小企業者（第二条第二十三項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）に係るものについての同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第 号）第二条第二十三項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。）の」と、「保険価額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第一百五十五条第一項に規定する創業関連保証（以下「創業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ千万円（同法第二条第二十三項第一号に規定する認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて行う創業に要する資金に係る創業関連保証（以下「支援創業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額にあつては、千五百万円）及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額が八千万円（当該債務者」とあるのは「創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金の額のうち保証をした額がそれぞれ千万円（支援創業関連保証にあつては、千五百万円）及び八千万円（創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ千万円（支援創業関連保証にあつては、千五百万円）及び八千万円から」とする。

2 第二条第二十一項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者であつて、創業関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るものうち、次の各号のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の九十」とする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる者に該当する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

ロ 第二条第二十一項第四号に掲げる者に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業

2 第二条第二十三項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者であつて、創業関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るものうち、次の各号のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の九十」とする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 第二条第二十三項第一号から第三号までに掲げる者に該当する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

ロ 第二条第二十三項第四号に掲げる者に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業

をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったこと。

二 (略)

4・5 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第百十八条 (略)

2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第三項	(略)	(略)
借入金の額	(略)	(略)
特定信用状発行契約(産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第二条第二十五項)の特定信用状発行契約をいう。		

をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったこと。

二 (略)

4・5 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第百十八条 (略)

2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第三項	(略)	(略)
借入金の額	(略)	(略)
特定信用状発行契約(産業競争力強化法(平成二十五年法律第 号)第二条第二十七項)の特定信用状発行契約をいう。		

(資金の確保)

第百三十四条 国は、認定事業再編事業者等若しくは認定特定事業

(略)			
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	以下同じ。)に基づく債務の額(中小企業者の外国関係法人(同法第二条第七項の外国関係法人をいう。以下同じ。)の外国銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項の外国銀行等をいう。以下同じ。)からの借入金の額に相当する額に限る。以下同じ。)

(資金の確保)

第百三十四条 国は、認定事業再編事業者等若しくは認定特定事業

(略)			
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	以下同じ。)に基づく債務の額(中小企業者の外国関係法人(同法第二条第九項の外国関係法人をいう。以下同じ。)の外国銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項の外国銀行等をいう。以下同じ。)からの借入金の額に相当する額に限る。以下同じ。)

再編事業者等が認定事業再編計画若しくは認定特定事業再編計画に従って事業再編若しくは特定事業再編のための措置を行い、又は認定特定新事業開拓投資事業組合、認定特定研究成果活用支援事業者、認定市町村若しくは認定連携創業支援事業者若しくは認定中小企業承継事業再生事業者が認定特定新事業開拓投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定創業支援事業計画若しくは認定中小企業承継事業再生計画に従って特定新事業開拓投資事業、特定研究成果活用支援事業、創業支援事業若しくは中小企業承継事業再生を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

2 (略)

(報告の徴収)

第三百三十七条 主務大臣は、認定特定研究成果活用支援事業者（当該認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員）、認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生事業者に対し、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定事業再編計画、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画の実施状況について報告を求めることができ

再編事業者等が認定事業再編計画若しくは認定特定事業再編計画に従って事業再編若しくは特定事業再編のための措置を行い、又は認定新事業活動実施者、認定特定新事業開拓投資事業組合、認定特定研究成果活用支援事業者、認定市町村若しくは認定連携創業支援事業者若しくは認定中小企業承継事業再生事業者が認定新事業活動計画、認定特定新事業開拓投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定創業支援事業計画若しくは認定中小企業承継事業再生計画に従って新事業活動、特定新事業開拓投資事業、特定研究成果活用支援事業、創業支援事業若しくは中小企業承継事業再生を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

2 (略)

(報告の徴収)

第三百三十七条 主務大臣は、認定新事業活動実施者、認定特定研究成果活用支援事業者（当該認定特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員）、認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生事業者に対し、認定新事業活動計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定事業再編計画、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画

る。

(削る)

2 | 5 | (略)

(主務大臣等)

第四百十条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

一 削除

二 5 | 7 | (略)

2 (削る)

の実施状況について報告を求めることができる。

2 | 第八条第三項の關係行政機関の長は、認定新事業活動実施者に対し、当該規制の特例措置の適用の状況について報告を求めることができる。

3 | 6 | (略)

(主務大臣等)

第四百十条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

一 新事業活動に関する事項 新事業活動に係る事業を所管する大臣

二 5 | 7 | (略)

3 | 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条第二項及び第三項、第十条第三項及び第五項並びに第十二条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等

調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

(機構と事業活動の計画の認定等との関係)

第四百四十二条 機構は、特定事業活動支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、第十七条第一項の特定新事業開拓投資事業計画の認定、第二十四条第一項の事業再編計画の認定又は第二十六条第一項の特定事業再編計画の認定の申請を促すことその他の措置を講ずることにより、これらの施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。

第百五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第百二十三条第二項又は第百三十七条第一項若しくは第三項から第五項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(機構と事業活動の計画の認定等との関係)

第四百四十二条 機構は、特定事業活動支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、第十条第一項の新事業活動計画の認定、第十七条第一項の特定新事業開拓投資事業計画の認定、第二十四条第一項の事業再編計画の認定又は第二十六条第一項の特定事業再編計画の認定の申請を促すことその他の措置を講ずることにより、これらの施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。

第百五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第百二十三条第二項又は第百三十七条第一項、第二項若しくは第四項から第六項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 (略)

附則

(見直し)

第二条 (略)

2 (略)

3 政府は、この法律の施行後三年以内に、事業活動に対する支援に係る組織及び制度について統合、廃止等の見直しを行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第三条 削除

(租税特別措置法の一部改正)

第二十九条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十条の見出し中「認定事業再構築計画等」を「認定事業再編計画等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように

四 (略)

附則

(見直し)

第二条 (略)

2 (略)

(新設)

(訓令又は通達に関する措置)

第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち新事業活動に関するものについては、産業競争力を強化することの必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十九条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十条の見出し中「認定事業再構築計画等」を「認定事業再編計画等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように

改める。

次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業競争力強化法（平成二十五年法律第 号）第二十五条第二項に規定する認定事業再編計画（同法第二条第九項に規定する事業再編のうち政令で定めるものについて記載があるものに限る。）に係る同法第二十四条第一項若しくは第二十五条第一項の認定、同法第二十七条第二項に規定する認定特定事業再編計画に係る同法第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の認定又は同法第二百二十二条第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に係る同法第二百一条第一項若しくは第二百二十二条第一項の認定に係るものであつて同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(略)

第八十条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 個人が、産業競争力強化法第百十四条第二項に規定する認定

改める。

次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業競争力強化法（平成二十五年法律第 号）第二十五条第二項に規定する認定事業再編計画（同法第二条第十一項に規定する事業再編のうち政令で定めるものについて記載があるものに限る。）に係る同法第二十四条第一項若しくは第二十五条第一項の認定、同法第二十七条第二項に規定する認定特定事業再編計画に係る同法第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の認定又は同法第二百二十二条第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に係る同法第二百一条第一項若しくは第二百二十二条第一項の認定に係るものであつて同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(略)

第八十条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 個人が、産業競争力強化法第百十四条第二項に規定する認定

創業支援事業計画に係る同法第百十三条第一項又は第百十四条第一項の認定を受けた市町村（特別区を含む。）の区域内において、当該認定創業支援事業計画に記載された同法第二条第二十三項に規定する特定創業支援事業による支援を受けて株式会社設立をした場合には、当該株式会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、財務省令で定めるところにより同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限りに、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該株式会社の資本金の額に千分の三・五を乗じて計算した金額（当該金額が七万五千円に満たない場合には、七万五千円）とする。

（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第三十五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号中「から第十号まで」を「、第九号及び第十四号」に改め、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号の前に次の一号を加える。

十四 産業競争力強化法（平成二十五年法律第 号）第三十八條及び第五十三條の規定による債務の保証、同法第百十

創業支援事業計画に係る同法第百十三条第一項又は第百十四条第一項の認定を受けた市町村（特別区を含む。）の区域内において、当該認定創業支援事業計画に記載された同法第二条第二十五項に規定する特定創業支援事業による支援を受けて株式会社設立をした場合には、当該株式会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、財務省令で定めるところにより同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限りに、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該株式会社の資本金の額に千分の三・五を乗じて計算した金額（当該金額が七万五千円に満たない場合には、七万五千円）とする。

（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第三十五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号中「から第十号まで」を「、第九号及び第十四号」に改め、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号の前に次の一号を加える。

十四 産業競争力強化法（平成二十五年法律第 号）第十三條、第十九條、第三十八條及び第五十三條の規定による債

七条第一項の規定による協力並びに同法第三百三十三条の規定による出資その他の業務を行うこと。

(略)

(株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正)

第三十七条 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

(略)

第六十三条中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第二十四項」を「産業競争力強化法第二条第十三項」に、「及び認定支援機関」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関」に改める。

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正)

第三十八条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

(略)

第六十一条中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第二十四項」を「産業競争力強化法第二条第十三項」に、「及び認定支援機関」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関」に改める。

務の保証、同法第一百七条第一項の規定による協力並びに同法第三百三十三条の規定による出資その他の業務を行うこと。

(略)

(株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正)

第三十七条 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

(略)

第六十三条中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第二十四項」を「産業競争力強化法第二条第十五項」に、「及び認定支援機関」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関」に改める。

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正)

第三十八条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

(略)

第六十一条中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第二十四項」を「産業競争力強化法第二条第十五項」に、「及び認定支援機関」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関」に改める。

(削る)

(復興庁設置法の一部改正)

第四十四条 復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表に次のように加える。

産業競争力強化法（平成二十五年法律第	第百四十条第三項	又は各省の内閣府令	復興庁又は各省の内閣府令（告示を含む。）、復興庁令
号）			

(復興庁設置法の一部改正に伴う調整規定)

(削る)

第四十五条 この法律の施行の日が国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）の施行の日前である場合には、同法附則第六条のうち復興庁設置法附則第三条第一項の表に次のように加える改正規定中「表に」とあるのは、「表新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の項の次に」とする。